

# **NOK グループ° グリーン調達ガイドライン 用語集**

## 1. 法規・規格

### (1) <sup>ジーエーディーエスエル</sup>GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

自動車業界で管理対象とする化学物質のリスト。アジア・米国・欧州の三極から、完成車メーカー・部品メーカー・化学/材料メーカーの三業界で管理されている。

### (2) <sup>アイイーシー</sup>IEC62474

IEC(International Electro technical Commission、国際電気標準会議)で制定された国際規格のひとつで、「電気・電子業界及びその製品に関するマテリアルデクラレーション(構成材料/含有物質の情報伝達)」が定められている。日本では国内組織：国内<sup>フイティー</sup>VT62474 が意見集約と情報発信を行っている。なお、<sup>ジェイジーピーエスエスアイ</sup>JGPSSI(日本グリーン調達調査共通化審議会)は2012年5月をもって発展的に解消し、その活動の多くをIEC/<sup>フイティー</sup>TC111の国内組織(国内VT62474)に移行した。

※IECとは・・・電気・電子技術及び関連技術に関する国際規格を開発し、発行する国際機関。

※TC111とは・・・IECの専門委員会の一つ。

### (3) <sup>アイエスオー</sup>ISO14001

ISO(International Organization for Standardization、国際標準化機構)が1996年に制定した規格のひとつで、組織(企業・自治体など)に対して環境に負荷をかけない事業活動を継続して行うように要求事項が定められている。

### (4) <sup>ピーアルティアル</sup>P R T R 制度 (化学物質排出・移動量届出制度、Pollutant Release and Transfer Register)

政令などで指定された化学物質を製造・使用・排出している事業者が、環境中へ排出した量、または、産業廃棄物などとして移動させた量を把握・集計・公表する仕組み。

### (5) <sup>イーエルヴィ</sup>欧州ELV指令 (欧州廃車指令、End of Life Vehicle)

欧州で制定されている自動車のリサイクル及び重金属4物質(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム)の使用を制限した指令。

### (6) <sup>リーエーチ</sup>欧州REACH規則 (Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)

欧州で制定されている化学物質に関する登録、評価、認可及び制限に関する規則。

### (7) <sup>ロース</sup>欧州RoHS指令 (欧州特定有害物質使用制限指令、Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment)

欧州で制定されている重金属4物質(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム)と特定臭素系難燃剤(ポリ臭素化ビフェニール(<sup>ピービービー</sup>PBB)及びポリ臭素化ジフェニルエーテル(<sup>ピービーディーイー</sup>PBDE))、特定フタル酸エステル(フタル酸ビス(2-

エチルヘキシル<sup>DEHP</sup>、フタル酸ジブチル<sup>DBP</sup>、フタル酸ブチルベンジル<sup>BBP</sup>、フタル酸ジイソブチル<sup>DIHP</sup>の使用を制限した指令。

(8) JIS Z 7253

化学品の危険性や有害性に関する情報を、ラベル・作業場の表示・安全データシート(SDS)を通じて確実に伝える方法を定めた日本工業規格。

(9) 化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

化学物質の性状、特に「難分解性」「高蓄積性」「長期毒性(人又は動植物)」および「生態毒性」などを評価し、環境を経由した人や動植物への健康被害や環境汚染を未然に防止する目的で制定された法律。第一種特定物質は、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質で、製造、輸入、使用が制限されている。

(10) 米国 有害物質規制法（Toxic Substances Control Act : TSCA）

化学物質の製造・輸入・使用・廃棄に関して、人の健康や環境に「不合理なリスク」をもたらすおそれのある物質を、米国環境保護庁(EPA)が報告・試験・制限・または禁止できるよう定めた法律。「TSCA インベントリ」と呼ばれる化学物質のリストに記載されていない化学物質の製造及び輸入について、事前の届出を義務付けている。

(11) 欧州POPs規則

残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants : POPs)の製造、使用、販売、輸入、輸出を規制する EU の法律で、国際的なストックホルム条約に基づき、EU 域内で POPs の排出削減・廃絶を目的としている。

## 2. その他

### (1) chemSHERPA

製品含有化学物質に関する情報を伝達するためのサプライチェーン全体で利用可能な共通スキーム。成形品用のデータ作成支援ツール(chemSHERPA-AI)と化学品用のデータ作成支援ツール(chemSHERPA-CI)がそれぞれ chemSHERPA のホームページに用意されており、データ作成支援ツール、管理対象物質情報、データ事例サンプルなどのダウンロードが可能。

※ chemSHERPA のホームページ <https://chemsherpa.net/>

### (2) IMDS (International Material Data System)

自動車業界のサプライチェーンで使用される製品含有化学物質情報収集システム。アジア・米国・欧州のカーメカが参画・運営し、自動車業界の化学物質管理のグローバルスタンダードとして使用されている。

※ IMDS のホームページ <https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/home>

### (3) CMPコンソーシアム (Chemical and circular Management Platform)

日本の製造業を中心に、製品に含まれる化学物質情報と資源循環情報をサプライチェーン全体で効率的に管理・共有するための業界団体。国際規制対応を支援し、化学物質管理のデジタル化と資源循環の促進を目的としている。

※ CMP のホームページ : <https://cmp-consortium.com/>

### (4) JAPIA統一データシート (通称: JAPIAシート)

主に自動車業界のサプライチェーンで使用される製品含有化学物質データの情報伝達ツール。IMDS をサポート・保管するものとして、情報管理・情報伝達に活用されている。帳票は JAPIA(一般社団法人日本自動車部品工業会)のホームページよりダウンロードが可能。

※ JAPIA のホームページ : <http://www.japia.or.jp/>

### (5) VOC (揮発性有機化合物、Volatile Organic Compounds)

トルエン・ベンゼン・ジクロロメタンなど、常温常圧で大気中に容易に揮発する化合物の総称。

### (6) エコアクション 21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムで、中小企業を含む幅広い事業者が、環境への取り組みを効果的・効率的・継続的に実施できる仕組み。

### (7) SDS (Safety Data Sheet、安全データシート)

化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質

や危険性・有害性及び取扱いに関する情報明記し、化学物質などを譲渡または提供する相手方に通知するための文書。

#### (8) 生物多様性

地球上の生物がバラエティに富んでいること、つまり、複雑で多様な生態系そのものを示す言葉で、以下の3つのレベルで捉えられる。

##### 1. 遺伝的多様性

同じ種の中でも、個体ごとに遺伝子が異なることで、環境変化への適応力が高まります。

例：イネの品種の違い、犬の種類など。

##### 2. 種の多様性

地球上には数百万種の生物が存在し、それぞれが生態系で役割を果たしています。

例：森林に生息する鳥、昆虫、植物の多様性。

##### 3. 生態系の多様性

森林、湿地、海洋など、異なる環境に応じて多様な生態系が形成されています。

例：熱帯雨林と砂漠の生態系の違い。

#### (9) ネット・ポジティブ・インパクト (Net Positive Impact)

企業や組織の活動が、環境や社会に対して与える影響のうち、ポジティブな影響がネガティブな影響を上回る状態。